

ID: 122

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町にぎわいプラザ条例 第7条第1項		
例規番号	平成30年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第4条の許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、別表(2)に係る使用料は使用後に納入するものとする。</p> <p>3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めによりにぎわいルームが使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、その限りではない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日